

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 知事指定薬物の指定

○ 保安林の指定施業要件の変更

【公告】

○ 公共測量の実施

○ 河川整備計画の変更

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

○ の完了

〃

医薬安全課

治山課

監理課

河川課

都市計画課

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

令和3年10月22日 岡山県公報 第12338号

◎岡山県告示第五百三十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 「ー」(ベンゾ「b」チオフェン「ニール」シクロヘキシル」ピペリジン (通称名 Benocyclidine、BTCP) 及びその塩類
- 2 N・N-ジエチル「ニ」(四「メトキシフェニル」メチル」ー五「ニトロ「ーH」ベンゾ「d」イミダゾール「ーイル」エタン「ーアミン (通称名 Metonitazene) 及びその塩類
- 3 キノリン「ーイル」三「(四「ジフルオロピペリジン「ーイル」スルフォニル」ー四「メチルベンゾアト (通称名 FQMPSB) 及びその塩類
- 4 N「(アダマンタン「ーイル」ー「シクロヘキシルメチル」ーH「インダゾール「三「カルボキサミド (通称名 ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA) 及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和三年十月二十三日から施行する。

◎岡山県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次
のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡
山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年10月22日 岡山県公報 第12338号

〔四三五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、笠岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市全域	測量区域
公共測量（規制区数値化）	測量の種類
令和三年十月四日から令和四年三月三十一日まで	測量期間

〔四三六〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により定めている一級河川高梁川水系中上流ブロック河川整備計画を令和三年十月八日に変更した。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部建設企画課、同部高梁地域設計審査班及び同部新見地域設計審査班において、一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

令和3年10月22日 岡山県公報 第12338号

〔四三七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画の変更年月日

令和三年九月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年10月22日 岡山県公報 第12338号

〔四三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市宮尾字田京六四七一三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都新宿区四谷二丁目九一―一五 東京ユナイテッド総合事務所内

合同会社ニュートリズム・トリップベース2号

代表社員 一般社団法人ニュートリズム・トリップベース

職務執行者 森田 威

三 許可年月日及び許可番号

令和二年十二月十四日

岡山県指令建指第三三〇号

令和3年10月22日 岡山県公報 第12338号

〔四三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一五一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山八〇エスペランザB一〇二

国定 力

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二十八日

岡山県指令建指第一五三号